

様式第9号（第2条・第3条関係）

認定こども園の設置に関する市町村長の意見書 （案）

（施設名） 明星保育園

1 保育所に関する計画との適合性について

- （1）入所待機児童数、人口数、就学前児童数、就業構造、その他保育需要に影響を与える事項に係る数量的、地域的な状況及び動向

①入所待機児童数

令和3年（10）月（1）日現在（見込）、飯田市内の保育所・認定こども園の待機児童数はゼロである。ただし、入所調整の結果、第一希望の園に入所できずに第二希望以降の園に入所していただくケースがある。（例：兄弟姉妹で別々の園への入所など）

近年、就労形態の多様化（女性の就労増加）及び産前産後休暇・育児休暇からの仕事復帰を理由とした0・1歳児を中心とした年度途中の入所の申込みは増加傾向にあり、年度後半には3歳未満児が入所できる施設に限られる状況にある。

なお、第2期飯田市子育て応援プラン（第2期飯田市子ども・子育て支援事業計画）では、令和2年度から令和5年度までの間、「量の見込み」（ニーズ）に対して「確保の内容」（受け皿）が不足となっており、待機児童の発生が予想される。

②人口数

（単位：人）

年度	H29	H30	H31	R02	R03
人口	103,023	102,012	101,111	100,008	98,921

（各年度4月1日現在）

③就学前児童数

（単位：人）

年度	H29	H30	H31	R02	R03
5歳	891	872	858	835	822
4歳	871	863	843	827	782
3歳	866	843	819	778	760
2歳	846	849	793	782	713
1歳	856	801	799	709	702
0歳	798	769	716	708	655
計	5,128	4,997	4,828	4,639	4,434

（各年度4月1日現在）

④就業構造

（単位：人・％）

区分	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
人数	52,685	4,297	16,518	30,225
割合	－	8.2	31.4	57.4

*総数：「産業分類不能の者」を含む。

*令和2年度国勢調査結果（令和4年7月公表予定）

（平成27年国勢調査）

(2) 保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向

平成 29 年以降の市内保育所及び認定こども園入所児童数推移

(単位:人・%)

年度	H29	H30	H31	R02	R03
1 号認定	217	224	208	201	223
2 号認定	2,332	2,281	2,245	2,187	2,160
3 号認定	948	971	981	1,018	1,003
計	3,497	3,476	3,434	3,406	3,386
3 歳未満児割合	27.1	27.9	28.6	29.9	29.6

(各年度 5 月 1 日現在)

保育所及び認定こども園の 1 号認定及び 2 号認定の入所児童数は、少子化の影響により減少傾向であるが、3 号認定（3 歳未満児）の入所児童数は令和 2 年度までの増加傾向から横ばいに転じている。

3 歳未満児の受け皿を拡充するため、子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業の導入や、保育施設の運営を安定的に行ううえでの積極的な保育人材の確保が課題として挙げられる。

(3) 将来の保育需要

① 令和 3 年度以降の年齢別人口推計

(単位:人)

年度	R03	R04	R05	R06
5 歳	813	775	777	714
4 歳	777	779	716	717
3 歳	783	720	721	701
2 歳	731	732	712	695
1 歳	736	716	699	683
0 歳	697	680	664	654
計	4,537	4,402	4,289	4,164

② 令和 3 年度以降の保育所・認定こども園・事業所内保育所 入所児童数推計 (単位:人)

年度	R03	R04	R05	R06
1 号認定	214	208	204	200
2 号認定	2,515	2,506	2,388	2,342
3 号認定	1,252	1,268	1,288	1,294
計	3,981	3,982	3,880	3,836

子どもの全体数は継続的な減少が予想されるが、3 歳未満児の保育ニーズは高い傾向にある。

2 認定こども園が実施する子育て支援事業についての意見

地域における子育て支援を行う機能として、子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場等を提供する機能として、当該施設では、以下の子育て支援事業を展開している。

事業名	事業内容	開催数
親子の相互交流	ふれあい遊び、絵本読み聞かせ、リトミック	毎月 1 回
子育て無料相談	保護者からの養育相談、情報提供及び助言	随時
その他	園開放	随時

3 総括的意見

家族構成や家族の就労状況など保育要件の有無に関わらず、就学前3年間の幼児教育を受けることが可能な保育要件を必要としない保育所型認定こども園への移行については、有用であると考え
る。また、兄弟姉妹関係で3歳未満児を家庭で養育しながら、認定区分を変更することで、引き続
き3歳以上児が無償で同一の幼児教育施設に通所することが可能となる。

4 選考方法についての意見【市町村以外の者が設置する場合】

1号認定の選定方法について、当該施設では運営規定において「教育標準時間認定子どもの保護
者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。」と規定しており、
また利用定員の総数を超過した場合の取扱い（①書類選考により決定する方法、②申込みを受けた
順序により決定する方法、③当園の教育理念に基づき決定する方法）についても規定されており、
適当である。なお、特別な配慮が必要な子どもの選考にあたっては、引き続き、関係機関や当市子
育て支援課と協議することとなっている。

5 料金についての意見【市町村以外の者が設置する場合】

重要事項説明書の内容から移行前の認可保育所との違いは無く、適当である。

<添付資料>

①市町村の保育事業に関する計画

②管内の地図（保育所、認定こども園、無認可保育施設等を表示）

令和3年 月 日

飯田市長 佐藤 健 印

長野県知事 様

認定こども園認定申請書

令和3年9月21日

長野県知事

様

〒399-2561
住 所 長野県飯田市駄科2250番地
申請者 社会福祉法人 明星会
氏 名 理事長 宮下 智
(法人その他の団体にあっては、住所、名称及び代表者の氏名)

(共同申請の場合)

住 所
申請者
氏 名

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認定を受ける施設 (幼稚園)	名 称				
	所 在 地				
	園 長		定 員		
認定を受ける施設 (保育所等)	名 称	明星保育園			
	種 類	☒ 保育所 ☐ 認可外保育施設			
	所 在 地	長野県飯田市鼎切石3928番地			
	所 長	木下 ひろみ	定 員	120	
認定こども園の名称		認定こども園 明星保育園			
認定こども園の長となるべき者の氏名		木下 ひろみ			
利用定員		3歳未満児	3歳以上児	計	弾力化実施の有無
	保育を必要とする子ども	45	60	105	○
	保育を必要とする子ども 以外子ども	0	15	15	
	計	45	75	120	

教育及び保育の目標並びに主な内容	教育及び保育の目標や理念		法人の理念である「みんな幸せになりたい あなたも私も（地域も）」の精神のもと、一人ひとりを大切に健やかな身体を育み、個性を尊重され、ありのままの自分を受け入れられるという経験を積む中で、人生の礎となるその人らしさの基盤を作ります。また、保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保護者の状況に応じた保育を、子どもの最善の利益を最優先として行います。 保育目標 「自分で考えて 自ら動ける子ども」 「思いやりの心を持つ子ども」 保育理念 1.健やかな身体を育み、個性を尊重され、ありのままの自分を受け入れられるという経験を積む中で、人生の礎となるその人らしさの基盤を作る。 2.保護者が就労と子育てが両立できるように、物理的にも精神的にもサポートする。			
	教育及び保育のねらいや内容の概要		保育方針 1.乳幼児期でないと経験できない学びを十二分に体験する。 2.実体験を通して様々なことに興味を持ち、主体的に取り組み、工夫し、粘り強くチャレンジする気持ちを育てる。また、子どもたちの試行錯誤する時間と空間のゆとりを保障する。 3.ありのままの個性を受け入れられ、人から大切にされ、尊重される経験を通じて、人を思い人のために役立ちたいという気持ちを育てる。 4.地域の人々、障がいのある人々との交流を通じていろいろな人との関わりを持ち、様々な生活があることに思いを寄せることができるようにする。			
	年間開園日数		291 日			
	開園時間		7 : 30 ~ 19 : 00			
認定子ども園が実施する子育て支援事業	親子の相互交流	実施場所	遊戯室	開催日・時間	月 1 回 10:00～11:00	
		利用料	無料	責任者	木下 ひろみ	
	子育て相談	実施場所	子育て支援室	開催日・時間	随時	
		利用料	無料	責任者	木下 ひろみ	
	その他事業	実施する事業	園開放			
		実施場所		開催日・時間	随時	
利用料		無料	責任者	木下 ひろみ		
事業開始予定日		令和4年4月1日				

* 認定を受けようとする施設が保育所であって、当該保育所において保育を必要とする子どもの定員の弾力化（定員を超えて入所できるようにすることをいう。）を行うときは、「弾力化の有無」の項に○印を記入すること。

* 第2条第2項各号に規定する書類を添付すること。

認定こども園 明星保育園運営規程

制定日：令和 3 年 8 月 20 日

（施設の名称等）

第 1 条 社会福祉法人明星会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名 称 認定こども園明星保育園

（２）所在地 長野県飯田市鼎切石 3 9 2 8 番地

（施設の目的）

第 2 条 認定こども園明星保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 法人の理念である「みんな幸せになりたい あなたも私も(地域も)」の精神のもと、一人ひとりを大切に健やかな身体を育み、個性を尊重され、ありのままの自分を受け入れられるという経験を積む中で、人生の礎となるその人らしさの基盤を作ることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長(園長) 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副施設長(副園長)

副施設長は、施設長を補佐すると共に利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育てや、小学校との連携を通しての子育て支援活動をする。また、保育内容について他の職員を総括する。

(3) 主任 1人

主幹保育士教諭は、副施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4) 保育士 25人以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子

子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 保育補助者 3人(非常勤3人)

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(5) 教諭(再掲) 20人以上

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(6) 事務職員 1人(非常勤1人)

事務職員は、当園の事務を行う。

(7) 栄養士 1人(常勤1人)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 調理師 3人(非常勤3人)

調理師は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(9) 看護師

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月 1日 から 8月12日 まで

(2) 第2学期 8月17日 から 12月28日 まで

(3) 第3学期 1月 4日 から 3月25日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 学年末休業(卒園式後から入園式前日まで)

エ 夏季休業(8月13日から8月16日まで)

オ 冬季休業(12月29日から1月6日まで)

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年始休日（1月1日から1月3日まで）

ウ 年末休日（12月29日から12月31日まで）

- 3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前8時00分から午後7時00分までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時00分から午後4時00分までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、午前9時00分から午後3時00分までとする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前7時30分から午後7時00分まで。

(2) 土曜日 午前7時30分から午後7時00分まで。

・土曜日は、合同での保育。

- 3 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第10条 当園は、飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第32号）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園においては、飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例第 13 条第 3 項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表 1 に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

3 当園は、飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 4 項の規定により、別表 1 に掲げる実費を徴収する。

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 2 に掲げる費用を徴収する。

5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 3 に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第 11 条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号	—	—	—	5 人	5 人	5 人	15 人
2 号・3 号	6 人	19 人	20 人	20 人	20 人	20 人	105 人
合計	6 人	19 人	20 人	25 人	25 人	25 人	120 人

※ただし、子ども・子育て支援法に基づき定員の 1 割以上の受け入れを行うことができる。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第 12 条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第 11 条に定める利用定員の総数を超える場合は、次の方法により選考する。

(1) 書類選考により決定する方法

(2) 申込みを受けた順序により決定する方法

(3) 当園の教育理念に基づき決定する方法

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行

う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

（苦情解決）

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

（記録の整備）

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

（1）特定教育・保育の提供に当たっての計画

（2）特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

（3）飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録

（4）苦情の内容等の記録

（5）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表 1（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
1号認定こどもに係る副食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額4,500円 (副食費免除対象者は無料)
2号認定子どもに係る副食費	食事の提供に要する費用を徴収	月額4,500円 (副食費免除対象者は無料)
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
保険加入に係る保護者負担	日本スポーツ振興センター 保育園総合保険	年額一人 300円 年額一人 900円
園児服・帽子代	入所時に必要なものを購入	冬長袖園児服 4,800円 夏半袖園児服 2,480円 冬夏兼用園帽子 2,850円 通園かばん 3,500円 カラー帽子 870円 運動会ゼッケン 80円
給食袋・整理袋代	入所時に必要なものを購入	実費を徴収
教材費	クレヨン・粘土ケース	実費を徴収

別表 2

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	○以上児 朝延長 7:30～8:00 700 円 夕延長 16:00～16:30 3,200 円 16:00～17:00 3,700 円 16:00～17:30 4,700 円 16:00～18:00 5,200 円 16:00～18:30 5,700 円 18:30～19:00 6,200 円 ※朝延長と夕延長を希望される方は、上記の料金に700 円の加算となります。
	○未満児 朝延長 7:30～8:00 700 円 夕延長 16:00～16:30 3,700 円 16:00～17:00 4,200 円 16:00～17:30 5,200 円 16:00～18:00 5,700 円 16:00～18:30 6,200 円 16:00～19:00 6,700 円 ※朝延長と夕延長を希望される方は、上記の料金に700 円の加算となります。

別表 3

項目	金額
教育標準認定子どもの預かり 保育に係る利用者負担	別表 2 と同じ

認定こども園・明星保育園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人明星会
事業者の所在地	長野県飯田市駄科2 2 5 0 番地
事業者の連絡先	0265-26-9456
代表者氏名	宮下 智

(2)施設の概要

種別	保育所型認定こども園							
名称	認定こども園 明星保育園							
所在地	長野県飯田市鼎切石 3 9 2 8 番地							
連絡先	電 話 0265-24-8020 F A X 0265-24-8008 MAIL myoujou-408@juno.ocn.ne.jp							
施設長氏名	木下 ひろみ							
開設年月日	(1 9 6 2 年 1 1 月 1 日)							
利用定員	年齢区分	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
	1 号	一 人	一 人	一 人	5 人	5 人	5 人	15 人
	2 号. 3 号	6 人	19 人	20 人	20 人	20 人	20 人	105 人
	合 計	6 人	19 人	20 人	25 人	25 人	25 人	120 人
当園の基本理念・方針	(当該施設の基本理念など) 法人の理念である「みんな幸せになりたい あなたも私も(地域も)」の精神のもと、一人ひとりを大切に健やかな身体を育み、個性を尊重され、ありのままの自分を受け入れられるという経験を積む中で、人生の礎となるその人らしさの基盤を作ります。また、保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保護者の状況に応じた保育を、子どもの最善の利益を最優先として行います。							

(3)施設の概要

敷地	敷地全体	3,202.27 m ²
	園庭	1,082.35 m ²
園舎	構造	(鉄筋造 2階建て)
	延べ	1,288.02 m ²

(4)主な設備の概要

設 備	部屋数	備 考
乳児室	2 室	つぼみ組：0 歳児クラス 1 歳児クラス
ほふく室	1 室	つぼみ組：1 歳児クラス
調乳室	1 室	
保育室	5 室	つくし組：2 歳児クラス ほし組：3 歳児クラス ひかり組：3 歳児クラス つき組：4 歳児クラス にじ組 ：5 歳児クラス
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
休憩室	1 室	
教材庫	2 室	
子育て支援室	1 室	
事務室	1 室	
職員室	1 室	
洗濯室	1 室	
更衣室	2 室	
医務室	1 室	
プレイルーム	1 室	

(5)職員体制（令和 3 年 8 月 1 日現在）

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
(園長)	1 人	1 人	0 人	
(主任保育教諭)	1 人	1 人	0 人	
(保育教諭)	2 5 人	2 0 人	5 人	2 0 人のうち 1 人は保育士のみ 5 人のうち 1 人は保育士のみ

(事務職員)	1 人	0 人	1 人	
(栄養士)	1 人	1 人	0 人	
(調理師)	3 人	0 人	3 人	
(保育士補助)	3 人	0 人	3 人	

(6)利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定こども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9 時 00 分～15 時 00 分 （6 時間）
預かり保育	保育時間	朝： 7 時 30 分～9 時 00 分 夕：15 時 00 分～19 時 00 分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始 （1 2 月 2 9 日～1 月 6 日）	
	夏季 （8 月 1 3 日～8 月 1 6 日）	
	年度末・年度初め （卒園式後から入園式前）	
	職員研修日 （4 月 1 日）	

【2号・3号認定こども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	8 時 00 分～19 時 00 分 （11 時間）
	保育短時間	8 時 00 分～16 時 00 分 （ 8 時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 7 時 30 分～8 時 00 分 夕：保育時間に含まれる
	保育短時間	朝： 7 時 30 分～ 8 時 00 分 夕：16 時 00 分～19 時 0 0 分
開所時間	月～金曜日	7 時 30 分～19 時 00 分
	土曜日	7 時 30 分～19 時 00 分
休業	日曜日・祝日	
	年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)	
休業日	夏季(8 月 13 日～16 日：希望保育あり)	
	年度末・年度初め(卒園式後～入園式前：希望保育あり)	
	職員研修(4 月 1 日)	

(7)利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用こどもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
実費徴収	副食費に係る費用	(1月当たり)	4,500円
実費徴収	保育料(3号認定のみ)	1月当たり (1年当たり)	飯田市利用者負担徴収基準額表により決められる
その他	(1号認定子どもの預かり保育に係る月契約の費用)	○以上児 朝延長 7:30～8:00 700円 夕延長 15:00～16:00 3,700円 ※朝延長と夕延長を希望の方は、上の料金に700円の加算になります。 30分ごと150円	
	月契約以外の利用料	30分ごと150円	
	(2号・3号認定子どもの延長保育に係る月契約の費用)	○以上児 朝延長 7:30～8:00 700円 夕延長 16:00～16:30 3,200円 16:00～17:00 3,700円 16:00～17:30 4,700円 16:00～18:00 5,200円 16:00～18:30 5,700円 16:00～19:00 6,200円 ※朝延長と夕延長希望の方は、上の料金に700円の加算になります。	
	月契約以外の利用料	30分ごと 150円 ○未満児 朝延長 7:30～8:00 700円	

		夕延長 16:00～16:30 3,700 円 16:00～17:00 4,200 円 16:00～17:30 5,200 円 16:00～18:00 5,700 円 16:00～18:30 6,200 円 16:00～19:00 6,700 円 ※朝延長と夕延長希望の方は、上の料金に 700 円の加算になります。
	月契約以外の利用料	30 分ごと 200 円

(8)支払方法（令和 3 年 9 月 1 日現在）

ネットバンキング…引き落とし日 15 日 振替不能の場合は、納付書で納付
 （保育料・副食費・延長保育料・新学期用品等）
 集金袋に現金徴収…(一時預かり保育料)

(9)提供する特定教育・保育内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所型認定こども園教育・保育要綱を踏まえ、幼稚園教育要綱及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

- ① 健康な生活リズムを身につける中で、自分の身体を大切にする気持ちを持ったり、危険を察知・回避し安全に気をつけるなど、自ら生活を作り出す力や自立心を養います。
- ② 保育園生活を楽しみ、同年齢によるクラス保育を基盤としながら、年齢を超えた友達や身近な人ともかかわりを深め、思いやりのある心を育てます。
- ③ 困ったことなどを自分なりの言葉で表現したり、相手の話を聞いて感じたことや経験したことを言葉で伝えあう等のコミュニケーション力を育てます。
- ④ 様々なシーンで自然や本物に触れ、命を大切にする気持ちや、遊びなどを通して「視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚」といった器官を育てます。
- ⑤ 生活の中で、文字や数、時間、形などに関心を持ったり、様々なものの仕組みや性質に関心をもち試行錯誤するなど、粘り強く行動する力を育みます。
- ⑥ 未就園児交流の場として、「おひさまくらぶ」を開設し、園庭開放、親子交流、育児相

談、育児情報の提供などを行います。また、一時預かり保育を行い育児のサポートに努めます。家庭や地域社会と心を通わせ協力し合い交流するなど、地域の子育てにかかわる社会資源としての役割を果たします。

- ⑦ 生涯にわたって健康でいきいきとした生活の基盤となる「食を営む力を培う」ことを目標とし、美味しく楽しく食べることは「生きる力」の基礎を培うことを基本として、毎日の食事を大切にしています。0歳児は、家庭での現状を把握したうえで、一人ひとりに合うように、栄養士、離乳担当調理師、担任と連携し離乳段階を進めていきます。体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人ひとりの子どもの心身の状態に応じて嘱託医やかかりつけ医の協力のもと、職員間で連携して適切に対応します。また、子どもが食物の栽培を通して、自然の恵みである食材や食の循環、環境への意識、調理する人への感謝の気持ちを持つように、子どもと調理員との関りや食にかかわる保育環境に配慮します。

(10) 年間行事計画予定

月	行事内容
4月	入園式・個人面談(年少児)・歯科検診・内科検診・端午の節句
5月	親子レクレーション(年中児)(年少児)・個人面談(年長児)・さつま芋の苗植え・じゃがいも種芋植え・田植え・防犯訓練・保護者会環境整備
6月	保育参加・交通安全教室・個人面談(年中児)・プール開き
7月	高齢者交流・夏祭り・終わりの会
8月	始まりの会・人形劇フェスタ
9月	防災訓練・引き渡し訓練・プール納め・運動会・祖父母参観日
10月	親子レクレーション(0.1歳児)(2歳児)(年長児)・親子交通安全教室・さつま芋掘り・防犯訓練・保育参加・歯科検診・内科検診・卒園生の集い・高齢者交流
11月	開園記念日・秋の遠足・保育参加・収穫祭・高齢者交流
12月	もちつき・にこにこコンサート・クリスマス会・終わりの会
1月	始まりの会
2月	お楽しみ会(未満児)(幼児)・節分・一日入園
3月	園外保育・お別れ遠足(年長児)・ひな祭り・お別れパーティー・卒園式

※毎月避難訓練・発育測定・誕生日会を行う

(1 1)利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利 用 者 の 内 定	【 1 号認定こども】 ・施設の管理者が定めた選考方法による 【 2 号・ 3 号認定こども】 ・市が行う利用調整による
利 用 決 定	利用契約書の締結による
退 園 理 由	・ 1 号・ 2 号・ 3 号認定こどもに該当しなくなったとき(卒園を含む) ・ 保護者から退園の申し出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障または困難が生じたとき

利用にあたっての留意事項	1. 保育時間 当園の開所時間は 7:30 から 19:00 までとし、通常保育時間は次の通りです。 ○ 1 号認定子ども ・ 教育標準時間 9:00 から 15:00 まで(月曜日から金曜日まで) ○ 2 号.3 号認定子ども ・ 保育短時間(最大 8 時間利用) 8:00 から 16:00 まで(土曜日も含む) ・ 保育標準時間(最大 11 時間利用) 8:00 から 19:00 まで(土曜日も含む) なお、上記保育短時間帯を超えた利用は、延長保育料(有料)となります。「保育短時間」から「保育標準時間」に変更したい場合、またその逆の場合も前月までに手続きが必要です。保育料(利用料)にも変更が生じますので、園にご相談ください。 2. 休園・保育日数(予定) ・ 日曜、祝日、年末年始、職員研修は休園です。 ・ 学校の週 5 日制(毎週土曜日が休み)への対応や、計画的な職員配置のために事前に希望を調査させていただいたうえで、土曜保育・希望保育を行っています。 ・ 土曜保育は、合同で行っていますのでご承知おきください。 ○土曜保育 ・ 土曜日について、あらかじめ希望する者(調査票の申し出による)に対して保育を行うもの。 ・ 土曜日に保育を希望される場合は、お弁当、水筒を持参してください。(未満児も同様) ○希望保育 ・ 平日についてあらかじめ希望する者(調査票の申し出による)に対して、保育を行うもの。 ・ 給食はありません。お弁当、水筒を持参してください。(未満児も同様) ① お正月、三が日明けの平日 ② お盆期間の平日 ③ 年度末(卒園式～) 年度初め(入園式前日まで、卒園児は対象から外れます)
--------------	--

●職員研修

・保育士の資質向上を目的に、年間5回程度平日の午後、保育部会(私立保育園職員研修)があります。この部会の日の降園時間は、13:00 となります。都合の悪い方は、16:00 までの保育と延長保育を行います。16:00 までの保育は事前に希望をとります。

・年に1回4月1日を職員研修とし、休園とします。ご理解ご協力をお願いいたします。

3.延長保育 8:00 登園について

(1) 保育時間と利用料金(保育短時間利用者対象)

延長保育は、利用者負担(保育料)の他に別途延長料金が必要になります。保護者の方の勤務時間等とお子さんの心身の状態を考慮し、無理のない形でご利用ください。

	時間帯	単位時間	3歳未満児	3歳以上児
朝延長保育	7:30～8:00	30分	150円	150円
夕延長保育 (保育短時間利用者のみ)	16:00～19:00	30分	200円	150円

※17:00以降は、おやつが出ますので別途50円おやつ代をお願いします。

※月契約の料金設定は、別紙「延長保育申込書」をご覧ください。

(2) 申し込み・時間変更・解除について(月契約)＝提出期限20日厳守＝

申し込み希望の方は、前月20日までに「朝延長・夕延長申込書」の書類を提出してください。当月に入ってから申し込みや変更はできかねますので、ご承知ください。

(3) 延長時間・変更連絡・日々利用について

- ・日々の延長保育への希望など基本的には、アプリでご連絡ください。
- ・当日、急に延長保育の利用が生じた場合には、15:30までにアプリまたは、電話でご連絡ください。
- ・朝延長を急に希望される方は、前日までにアプリまたは、電話でご連絡ください。

(4) 8:00 登園について

8:00からの保育は、通常の利用者負担(保育料)に含まれますので、延長

	料金は必要ありませんが、人数確認のために「8:00 登園申込書」を提出していただきます。年度途中で変更する場合は、担任まで必ずご連絡ください。
--	--

4.各種手続きについて		
提出書類	内容	締め切り日
家庭状況変更届	家庭状況に変更があった時には、速やかに園に連絡をし、変更届を出す。 例：職場が変わった 家族が増えた(出産) 住所が変わった	事象が発生した時にその都度提出する。
転園届	保育園を転園する時には、その旨保育園に連絡し、用紙に記入後、在園する保育園へ提出する。	<u>転園をする前月の15日</u>までに在園する園へ提出する。
退所届	退所をする時に申請する「保育所退所届」を記入する。 病気やけが等で1か月間以上休む場合は、一旦退所することができる。その場合は、再入所届と一緒に提出する。届け出用紙は、保育園にあります。	<u>退所する月の20日</u>までに提出する。
再入所届	一旦退所して、再度入所する時に申請する。病気やけが等で1か月間以上休む場合は、一旦退所することができる。その場合は、退所届と一緒に提出する。	<u>再入所する月の前の月の20日</u>までに提出する。
翌年度継続入所 (年長児の家庭以外が対象)	継続入所する場合は、「継続入所調査書」(飯田市から出る)の必要事項(就労証明書等)を記入し、園へ提出する。	締切日は、用紙に記載されているので、その日までに提出する。

延長保育利用 (短時間保育希望者が対象) ・申し込み ・時間変更 ・解除	延長保育を月単位で申し込みたい場合、また、利用時間を変更したい場合、延長保育の利用を取りやめたい場合に提出する。園にある用紙に必要事項を記入し、園へ提出する。	<u>前月の20日までに提出する。当月に入ってから申し込みや変更はできかねますので、ご了承ください。</u>
--	---	--

5.保育所からのお願い

(1) 通園(送迎)について

- ・園庭で遊ばせることのないように、手をつなぐなどしてください。園の門外については、ご家庭で責任を守ってください。
- ・駐車場内は、お子さんから目を離さないようにしてください。また、込み合いますので、立ち話しはご遠慮ください。
- ・保護者以外の方がお迎えに来る場合は、あらかじめ園にご連絡ください。

●代理送迎者について

①保護者は、事前に電話か「アプリ」で園に、代理送迎となることを伝えてください。

②代理送迎者へ、「送迎委任状」(切り取り線以下)と「打刻カード」をお渡ししてください。

※カード打刻についての使用方法や送迎のルール等については、保護者から代理送迎者へ説明をしておいてください。

③代理送迎者は、「送迎委任状」「打刻カード」に加えて、ご本人の身分証明証をご持参ください。

※身分証明証の提示がない場合には、園児の引き渡しはできません。

※打刻カードの引き渡しが不可だった場合、代理送迎者は「写真付きの身分証明書」が必要となります。

④代理送迎者は、送迎の際に委任状を担任又は送迎担当へお渡ししてください。

⑤保護者は、代理送迎者から園児を引き渡された時点で、必ず園にその旨の連絡を入れてください。

⑥代理送迎者は、満18歳以上でなければなりません。

- ・台風、大雨、風雨の激しい時や、大きな地震が予想される場合には、特に気を付けてお迎えをお願いします。
- ・保育園の門は、必ず大人が開閉し施錠をしてください。特に登降園時にお子さまが鍵を開けることのないように注意してください。

- ・午前9:00までに登園してください。お迎えは、特別な理由がある場合以外は15:30からお願いします。
- ・登降園はICカードを持参し打刻をしてください。
- ・コドモンアプリのお迎えの項目から、時間と迎えに来られる方の続柄を送信してください。

(2) 災害時の対応について

- ・地震や台風(大雨)などの災害時は、アプリなどが使えず園から連絡ができない場合があります。通常の降園時間に関わらず状況判断をしていただき、保護者の皆様には身の安全に気をつけてお迎えをお願いします。保護者の方がお迎えにみえるまでは、保育園で責任をもってお預かりします。避難場所が変更になった場合は、門に行き先を書いておきますので確認してください。

(3) 一斉配信について

- ・災害時の連絡や不審者等の出没、園からのお知らせなどに、コドモンアプリで緊急情報を送ります。4月に登録していただき(新園児のみ)途中退園または、卒園時には、園で退園処理をします。

(4) 身支度について

- ・登降園時には、園児服、帽子を着用します。(未満児は必要ありません)
(名札は、入園前に園よりお渡しします。尚、2個目からは有料で100円を徴収させていただきます。名札は、私服につけます)
冬用園児服 : 4月～5月 11月～3月 移行期間あり
夏用園児服 : 6月～10月
夏冬兼用帽子: 期間は園児服と同様
- ・衣服については、活動しやすく汚れてもよいズボンや服で登園してください。
☐発達段階に応じて自分で着脱できるもので、なるべく薄着の習慣をつけてください。フード付き、ひも付きの服は危険です。
☐ズボンの胴回りは、ゴムにしてください。
☐活動に支障をきたすため、オーバーオール・スカート付きズボン・フレアパンツは好ましくありません。
☐誤飲防止のため、装飾用のボタンがないものにしてください。
☐靴は活動しやすい運動靴で、一人で脱ぎはきできるものにしてください。
(ひも靴は不便なため、スリッポンかマジックテープが望ましい)
☐危険防止のため防寒具はフード付きでないものにしてください。また、カバ

ンに入る大きさのものにしてください。

☐ニット帽、手袋(ひもむ付きでないもの)、ネックウォーマー(マフラーは危険なため)の対応をお願いします。

☐ヘアピン・飾り付きピン・飾りの大きなゴム等は控えてください。

☐登降園時のカッパは、保護者の方が持ち帰りをしてください。

(5) 個人情報について

○個人情報保護法の法令化に基づき、当園の個人情報マニュアルに沿って、個人情報の保護に努めます。

- ・業務上知り得た情報は、守秘義務により遵守する旨を「採用時のオリエンテーション」で徹底し、認識と自己意識を持つように周知します。
- ・個人情報(データ)の正確かつ最新に努めるとともに、漏えい防止または毀損防止、その他の安全管理のために適切な措置を講じます。また、ファイル等は必ずカギのかかるロッカーにて保管します。
- ・必要最低限の範囲内で情報を収集・使用・提供することや、パンフレットやホームページに使用する写真についても、保護者から事前に「個人情報に関する同意書」を記入し提出していただきます。(1年毎に同意書をいただく)

(6) 門の開閉について

- ・道路に面しているため、安全面を考慮し常時鍵の開閉を大人が行ってください。子どもには触れさせないようにお願いします。

(7) 駐車場について

- ・第1駐車場は、未満児(0.1.2歳児)と朝延長夕延長保育利用者のみです。
- ・わくわく広場駐車場は、幼児(3.4.5歳児)の保護者の方が駐車してください。
- ・第一駐車場とわくわく広場駐車場は、職員の車も数台利用します。送迎の際は込み合いますので、お互い譲り合ってご使用ください。
- ・駐車場でお子さんの手を放して遊ばせたり、保護者同士の立ち話をするのはご遠慮ください。くれぐれも事故のないようにお願いします。
- ・駐車場の事故については、保育園は責任を負いかねます。
- ・駐車場の入り口付近や他人の家の出入口は、駐車禁止です。
- ・送迎後に駐車場の車内で電話をかけていることは、他者への迷惑になりますので、速やかに移動をお願いします。

(8) その他

- ・衣類、靴、ビニール袋、靴下などの細かいものも含めて持ち物には、見やすい

ところに全てひらがなで記名をお願いします。

- ・登園前に園児と送迎する方の検温をして、アプリに入力してください。
(連絡帳について、アプリでなくノートを希望される方は、ご相談下さい)
- ・毎日カバンの中を確認してください。お便りが小さく折って入っている場合があります。
- ・おもちゃ、絵本、お菓子等は、持たせないでください。
- ・危険ですのでカバンには、キーホルダーをつけないようにしてください。また、お守りはカバンの中に入れてください。
- ・慣れない集団生活のため、入園当初は疲れが見られると思います。十分な睡眠をとり心身ともに健康な状態を保つよう配慮をお願いします。
- ・保育園には、A E D(自動体外式除細動器)を設置してあります。

6. 健康安全に関して

明星保育園の園医は以下の通りです。

内科医：羽生 荘史郎医師	羽生循環器科内科
歯科医：熊谷 泉医師	いずみ歯科クリニック

(1) 健康管理

- ① 年に2回春と秋に内科・歯科検診を行っています。
- ② 毎月、身長・体重の測定を行います。測定結果は、コドモンアプリにその都度入力します。
- ③ 必要事項は、市から配布された「健康の記録」に必ず記入してください。

(2) 健康状態について

- ・保育園は、乳幼児期のまだ抵抗力が弱い子どもたちが集団で生活している場所であり、感染症が流行しやすいところでもあります。感染症の早期発見および感染症の拡大を最小限に抑えるために、登園前の検温(コドモンアプリに記録する)の確認、登園時の体調の視診をさせていただきます。また、子どもは、自分の健康状態を伝えられない場合がありますので、ご家庭においても登園前に必ずお子さんの健康状態を把握し、病気と気づいたら医療機関で受診し、保育園へ連絡をしてください。
- ・子どもの病気は急変しやすく、不測の事態になる可能性もありますので、日頃からお子さんの健康状態には十分に気を付けていただくようお願いします。
- ・発熱・嘔吐・下痢・感染症が疑われる場合・ケガ・激しい咳などの症状がある場合は、保育園からご連絡いたしますので、受診をしてください。

◎欠席が長引く場合は、『飯田市病児保育施設 おひさまはるる』（健和会病院内）に登録されて、利用されることをお勧めします。

◎嘔吐下痢の対応について

- ・衣服などについた嘔吐物と下痢便は、そのままビニール袋に二重にして、降園までバケツで保管します。次亜塩素酸ナトリウムや、塩素系の漂白剤を使用しての消毒は、衣類の色落ちに繋がるためこちらでの対応はしません。ご家庭での二次感染を防ぐため、対処方法は資料を添付しますので、その方法を参考にいただき処理を行ってください。

◎その他

- ・保育園でお子さんの体調悪くなった時などに連絡する場合がありますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- ・お子さんの平熱(連続で朝3日測った平均)を承知しておいてください。
- ・病気その他で欠席する場合、または、遅刻する場合は、午前9時までにコドモンアプリに入力してください。

(3) 感染症(伝染性)は、完治するまで出席停止となります。

- ・感染症(伝染病)は、登園に際し治癒証明書が必要です。医師より「登校・登園許可証」を記入していただいてから登園してください。「登校・登園許可証」は、保育園・病院にあります。感染症の種類によっては、提出いただかなくてもいい場合もあります。
- ・感染性(ウイルス性)胃腸炎などは、感染力が非常に強いので、必ず主治医の診断のもと完治してから登園してください。保育園は、集団生活の場ですので、二次感染防止のためにも必ず受診をしてください。また、普通便になり完治するまでは、自宅で療養してください。

(4) 薬の取り扱いについて

- ・基本的に保育園で薬は扱いませんが、病院で処方された薬のみ(売薬は不可)保育園にある薬連絡票に記入していただき、取り扱うこととします。
- ・気管支喘息・てんかん・糖尿病・心臓疾患・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引く場合の日常における薬については、保育所保育指針(厚生労働省)に基づき、お子さんの主治医または嘱託医とともに、医師と保護者と園との三者で協議の上、取り扱います。
- ・その他特別な理由がある場合は、あらかじめ園長にご相談ください。薬は、お子さんを診断した医師が処方したものに限りします。

健康の記録について

- (1) 出産時または、転入時に健康手帳が配られます。家庭で責任をもって記入し大切に保管してください。
 - (2) 「健康の記録」には、毎月の発育測定の結果をご記入ください。
 - (3) 「健康の記録」は、年1回園で点検をさせていただきます。
- ※小学校入学時には、提出します。紛失しないように大切に保管しましょう。

(5) アレルギーの調査

保育園の食事では、様々な食材を使用します。その中でもアレルギー源となりやすい食材、事前に食べていただきたい食材をリスト化しご家庭でチェックしていただきます。これらの食材を入園式までに必ず2回以上食べて、チェックをして入園式に提出してください。

7. 保育園の食事について

- ・美味しく、楽しく食べることは「生きる力」の基礎を培うことを基本として、毎日の食事を大切にしています。給食検討委員会を毎月1回実施し、食の充実を図っています。
- ・衛生的で安全かつバランス等を考えた食事を提供しています。
- ・0歳児は、家庭での現状を把握したうえで、一人一人に合った形で栄養士と離乳担当調理師が連携のもと、離乳段階を進めていきます。
- ・体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じ、嘱託医やかかりつけ医等の協力のもと、職員間で連携して適切に対応します。
- ・おやつは、延長保育も含めて手作りを心掛けています。子どもが好む甘いお菓子がおやつだという概念はなく、心と体を作るとても大事な時期ということを踏まえて、食事と食事の間を補うものとしてバランスの良い高カロリーになり過ぎないものを提供しています。
- ・子どもが自らの感覚や食物の栽培体験等を通して、自然の恵みである食材や食の循環、環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関りや食に関わる保育環境に配慮します。
- ・保護者や地域の多様な関係者と連携し協同する中で、食に関する取り組みを進めます。
- ・食育便り等で食に関する情報を提供し、家庭での食生活について高い意識を向けられるようにサポートします。
- ・基本としては完全給食ですが、誕生日のメニューはカレーですので、白飯を持参

	してください。土曜日は、おかず入りのお弁当を持参してください。 主食代は、1食60円×保育日数とし、毎月15日に口座より引き落としされます。(未満児は保育料に含まれる) ・欠席した場合、食品等は衛生管理の関係上、園で調整します。 保育園は、子どもを中心に保護者の皆さんのパートナーとして手を携えていくことが大切だと考えます。ご理解ご協力をお願いします。
--	--

(12) 学校医・嘱託医

医療関係の名称	羽生循環器科内科
医院長名	羽生 莊史郎
所在地	長野県飯田市鼎一色 45-2
電話番号	0265-24-1250

(13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療関係の名称	いずみ歯科クリニック
医院長名	熊谷 泉
所在地	長野県飯田市鼎一色 268-1
電話番号	0265-53-4182

(14) 緊急時における対応方法

緊急時の対応方法 特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、速やかに利用子どもの保護者または、緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	飯田市伊賀良消防署
所在地	長野県飯田市上殿岡 721-2
電話番号	0265-25-0119

【管轄する警察署】

警察署名	飯田警察署 名古熊交番
所在地	長野県飯田市鼎名古熊 1342-1
電話番号	0265-24-0184

(15)非常災害対策

※職員と利用子どもの数が30人未満の施設については、防火管理者を定め、消防計画を届け出る義務がありません。届出義務のない場合には、「防火管理者」と「消防計画届出年月日」の項目を削除してください。

防火管理者	山下 知子
消防計画届出年月日	令和3年5月14日
避難訓練	毎月1回訓練内容を変えて訓練する 4月…地震発生時における、シェイクアウト訓練 避難用滑り台訓練 5月…地震発生時における、シェイクアウト訓練 防災頭巾使用 6月…火災発生時における、火災報知機を使っの訓練 避難用滑り台訓練 7月…地震・火災発生時における、避難順路に沿って移動 避難車使用 8月…地震発生時における、避難順路に沿って移動 避難車使用 9月…地震総合防災訓練(火災も含む) 緊急時の伝達確認 火災報知機を使っの訓練 アプリによる伝達訓練 保護者受け渡し訓練 防災頭巾使用 10月…火災発生時における、消火器訓練(伊賀良消防署に依頼) 火災報知機を使っの訓練 避難車使用 11月…火災発生時における、避難順路に沿って移動 避難車使用 避難用滑り台訓練 火災報知機を使っの訓練 火災予防週間に伴い、幼年消防クラブの法被を着用して、登降園する 12月…火災発生時における、火災報知機を使っの訓練 避難車使用 1月…地震発生時における、シェイクアウト訓練 防災頭巾使用 2月…地震発生時における、シェイクアウト訓練 3月…火災発生時における、火災報知機を使っの訓練 避難車使用 火災予防週間に伴い、幼年消防クラブの法被を着用して、登降園する
防災設備	消火器・誘導灯・火災報知器・火災通報装置・火災通報専用電話機・避難用滑り台・非常階段
避難場所	園庭・わくわく駐車場・切石体育館・切石会館・第一駐車場

緊急時の連絡手段	アプリ・電話
----------	--------

災害への備え
(1) 様々なケースを想定して避難訓練を実施し、職員・園児の意識を高めます。 (2) アプリでの一括送信で保護者への緊急連絡を行い、引き渡し時には引き渡しカードに記載し確認するなど、保護者との共有を図ります。 (3) 防火設備、消火器などの点検を避難訓練時に行います。 (4) 防災防犯委員会によるマニュアルの見直しを定期的に行います。 (5) 防災防犯委員会・リスクマネジメント委員会による災害時における対応と、栄養士を含めて備蓄の管理確認を定期的に行います。 (6) 地域の指定緊急避難場所および指定避難場所としての役割を担います。

事故防止・安全対策
(1) 衛生委員会・リスクマネジメント委員会を中心に安全な環境づくりを行います。 (2) 防災防犯委員会・衛生委員会を中心に消防訓練年間計画に基づき、避難・消火訓練(消防署による)、総合防災訓練、建物検査、AEDを使用した研修(消防署による)、防犯訓練(警察署による)を行い、職員の意識向上に努めます。 (3) 外部業者による消防設備点検を実施し確認します。

環境・衛生管理
(1) 子ども一人ひとりの健康と健やかな成長を支えるために、保健活動(発育測定・各検査)・健康保持・増進活動・健康にちなんだ保育行事、保健指導(園児・保護者)を行います。救急用の薬品・材料の管理は、衛生委員会責任者が行います。 (2) 保育室・園舎・遊戯室・プレイルーム等の清掃は、担任以外にハウスキーピング専属の職員が行うなどして、衛生管理に努めます。 (3) 玩具の清掃・消毒の実施を毎日行います。(各部屋にアルコール消毒を設置する) (4) 感染症に対しての情報提供をすると共に、衛生委員会を中心に保健計画及び、マニュアルをもとに安心・安全な生活が過ごせるように対応します。 (5) 保健便り等で、健康に関する情報や園での取り組みを発信し、高い意識を向けられるようにサポートします。

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情担当者	小原 梨恵	主任
相談・苦情解決者	木下 ひろみ	園長
		主任児童委員

第三者委員		
		主任児童委員
	(氏名)	(電話番号)
		(役職、所属等)

【要望・苦情等への対応方法】

対応方法

○要望・苦情に対して

- ・意見・要望等に対して、職員間で話し合い改善方法を徹底します。また、全職員が周知するために、口頭または文章で徹底します。
- ・苦情申し立てサービス利用者の方には、面談の機会を設け、責任者より苦情に対する改善策や対応について報告します。苦情申し立て者の求めに応じて、第三者委員へ報告します。
- ・責任者の段階の相談で納得がいかない場合には、第三者委員に直接相談し、話し合いへの立ち合い、助言を求めます。

(17)賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育園賠償責任保険
保険金額	1人・1事故につき最大7億円

(18)個人情報の取り扱い

個人情報取り扱い情報

- ・特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が業務上知り得た個人情報は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。また、守秘義務により遵守する旨を徹底し、認識と自己意識を持つように周知します。
- ・個人情報(データ)を正確かつ最新に努めるとともに、漏洩防止または毀損防止、その他の安全管理のために適切な措置を講じます。また、ファイル等は必ず鍵のかかるロッカーにて保管します。
- ・パンフレットとホームページ、ブログに使用する写真については、保護者から事前に同意書をいただき掲載します。

(19)自己評価および第三者評価

自己評価
(1) 保育士等の自己評価 ・保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価し専門性の向上や子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程などに配慮した保育実践の改善を図ります。 ・自己評価や職員相互の話し合いを通じ、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明らかにし、保育園全体の保育の内容に関する認識を深めます。
(2) 保育所の自己評価 ・保育士等の自己評価を踏まえ、保育所の保育内容について自ら評価を行い、その結果を保護者等に公表します。 ・保育所が自己評価をするにあたっては、自己点検・自己評価表に基づき行い、全職員の共通理解を持って取り組みます。
(3) 評価を踏まえた計画の改善 ・評価の結果を踏まえ改善を図ります。 ・評価→改善の取り組みにより、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組みます。

福祉サービス第三者評価
・1回目…平成18年10月 評価機関：エフワイエル ・2回目…令和3年予定 評価機関：一般社団法人 しなの福祉教育総研 ・法人内で調整し5年に1回の割合で実施する。

(20)その他保護者に説明すべき事項

・インクルーシブな視点で多様性を認め合い、環境を整え、常に保育を根本から見直します。 ・0歳児(4カ月)から就学前の養護と教育の一体的展開の保育を行います。 ・同年齢によるクラス保育を基盤としながら、異年齢の交流も行います。 ・年間を通じ、様々なシーンで自然と触れ合います。(信州やま保育の実施) ・外部講師によるリトミック、運動遊び、絵画教室は、専門的な視点からのカリキュラムにより実施します。 ・ICTツール(アプリ)を使って、保護者との繋がりを強め子どもの育ちを共有しています。
